

(改定内容)三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定 (2023年7月改定)	三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定 (2024年4月改定)
2	1. 三井住友銀行のファームバンキングサービス	(2) 使用できる端末 端末は、 当行専用端末機ならびに 汎用コンピュータ、パソコンおよび他銀行の専用端末機、株式会社NTTデータが提供する「AnserDATAPORT」に接続した端末、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書（以下、「申込書」という。）」にて届け出たV A L U X 接続 I D がインストールされた端末等に限ります。	(2) 使用できる端末 端末は、汎用コンピュータ、パソコンおよび他銀行の専用端末機、株式会社 N T T データが提供する「AnserDATAPORT」に接続した端末、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書（以下、「申込書」という。）」にて届け出た V A L U X 接続 I D がインストールされた端末等のうち 当行指定機種 の端末に限ります。
3		(4) サービス取扱時間 ファームバンキングサービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。	(4) サービス 取扱日 ・取扱時間 ファームバンキングサービスの 取扱日 ・取扱時間は当行所定の 取扱日 ・取扱時間内とします。ただし、当行はこの 取扱日 ・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
4		(5) 契約料および取扱手数料 ファームバンキングサービスの利用にあたっては、当行所定の契約料および取扱手数料（各々消費税を含む。）をいただきます。この場合、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、申込書9.の手数料ご決済口座から、当行所定の日に自動的に引き落とします。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。	(5) 契約料および取扱手数料 ファームバンキングサービスの利用にあたっては、当行所定の契約料および取扱手数料（各々消費税を含む。）をいただきます。この場合、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、申込書9.の手数料ご決済口座から、当行所定の日に自動的に引き落とします。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。 また、EB手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限るものとします。
5	2. 通信暗証および送信暗証の取扱	(1) 申込書2.のパソコンからの暗証変更を要した場合、契約者は、 本契約締結後直ちに 、申込書2.の通信暗証および申込書11.(3)の送信暗証を、端末を用いて所定の方法で変更してください。また、その後も定例的に、同様の方法で変更してください。この変更手続きによって契約者が通知した通信暗証および送信暗証を、当行に届け出した通信暗証および送信暗証とします。（パソコンからの暗証変更の取扱は、端末の種類や接続方法により利用できない場合があります。）。	(1) 申込書2.のパソコンからの暗証変更を要した場合、契約者は、 ファームバンキングサービス契約締結後ただちに 、申込書2.の通信暗証および申込書11.(3)の送信暗証を、端末を用いて所定の方法で変更してください。また、その後も定例的に、同様の方法で変更してください。この変更手続きによって契約者が通知した通信暗証および送信暗証を、当行に届け出した通信暗証および送信暗証とします。（パソコンからの暗証変更の取扱は、端末の種類や接続方法により利用できない場合があります。）。
6		(3) 通信暗証および送信暗証は、通帳、証書、印鑑、カードに代わる大切なものですから、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。暗証番号について偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合には、 直ちに 新しい暗証番号に変更してください。なお、暗証番号の偽造、変造、盗用または不正使用その他によって生じた損害については、当行は責任を負いません。	(3) 通信暗証および送信暗証は、通帳、証書、印鑑、カードに代わる大切なものですから、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。暗証番号について偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合には、 ただちに 新しい暗証番号に変更してください。なお、暗証番号の偽造、変造、盗用または不正使用その他によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
7	3. 取引情報サービス	(3) 口座情報の返信 ①当行が照会依頼を受信した場合、当行が認識した企業コードおよび通信暗証が、申込書4.の企業コードおよび当行に届け出した通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、上記照会に基づく口座情報を当行所定の方法で端末に返信するものとします。 ②契約者が、 申込書5.で発行者番号チェックを要とし、かつ申込書3.または5.の回線加入者番号を記載した場合は、当行は前記①に加え、当行が受信した送信者の回線加入者番号と、契約者が申込書で記載した回線加入者番号（データベース照会の場合は申込書3.に記載の回線加入者番号、リアルタイム照会の場合は申込書5.に記載の回線加入者番号）の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、前記①にかかわらず、サービスの依頼を受け付けません。 （発行者番号チェックの取扱は、アンサー方式による場合は利用できません。また、端末の種類や接続方式により利用できない場合があります。）	(3) 口座情報の返信 当行が照会依頼を受信した場合、当行が認識した企業コードおよび通信暗証 等 が、申込書4.の企業コードおよび当行に届け出した通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、上記照会に基づく口座情報を当行所定の方法で端末に返信するものとします。
8	4. その他サービス	(1) その他サービスの内容 その他サービスとは、端末による依頼に基づいて行う、以下の各サービスおよびその他申込書11.(5)記載のサービスをいうものとします。 ①公共料金等の支払管理および支払事務合理化を行う公共料金支払管理サービス ② 取立手形・割引手形等の明細や入金状況の管理を行う取立手形管理サービス ③ 金融機関コードおよび支店番号の検索を行う金融機関コード検索サービス ④組戻し事務の効率化を行う振込らくらく訂正サービス ⑤ 振込データを全銀形式に変換するDATA-CHANGER	(1) その他サービスの内容 その他サービスとは、端末による依頼に基づいて行う、以下の各サービスおよびその他申込書11.(5)記載のサービスをいうものとします。 ①公共料金等の支払管理および支払事務合理化を行う公共料金支払管理サービス ② 組戻し事務の効率化を行う振込らくらく訂正サービス
9		(2) 公共料金支払管理サービスおよび取立手形管理サービスの利用 契約者が公共料金支払管理サービス、 取立手形管理サービス を利用するにあたっては、当行は、契約者と当行との取引にかかる以下の情報を株式会社日本総合研究所に通知します。また、本取扱いによって生じた損害等については、当行は責任を負いません。 ①「公共料金支払管理サービス」を受ける場合は、以下の情報を通知します。 イ 取扱店名 ロ 預金種目、口座番号 ハ 口座名 ニ 企業コード ホ 株式会社日本総合研究所宛届出用暗証番号 ヘ 預金残高および支払可能残高 ト 入金および出金取引に係る各種情報 a 全取引共通……………取引日、入金・出金の別、取引金額、入金および出金の明細 b 当座勘定取引……………手形・小切手番号 c 当座勘定・普通預金取引……交換呈示日、不渡返還日、振込依頼人名、仕向銀行名および仕向店名、公共料金の種類、公共料金需要家番号、引き落とし手数料名、利息、取立手形番号 チ その他、対象口座にかかる一切の情報 ②「 取立手形管理サービス 」を受ける場合は、以下の情報を通知します。 イ 取扱店名 ロ 預金種目、口座番号 ハ 口座名 ニ 株式会社日本総合研究所宛届出用暗証番号（上記①ホと同じもの。） ホ 企業コード ヘ 取立番号、取組日、取立区分 ト 取立金額 チ 手形期日、入金日 リ 手形・小切手区分 ヌ 支払人名、支払銀行名、支払店名 ル その他、対象口座に係る一切の情報	(2) 公共料金支払管理サービスの利用 契約者が公共料金支払管理サービスを利用するにあたっては、当行は、契約者と当行との取引にかかる以下の情報を株式会社日本総合研究所に通知します。また、本取扱いによって生じた損害等については、当行は責任を負いません。 「公共料金支払管理サービス」を受ける場合は、以下の情報を通知します。 イ 取扱店名 ロ 預金種目、口座番号 ハ 口座名 ニ 企業コード ホ 預金残高および支払可能残高 ヘ 入金および出金取引に係る各種情報 a 全取引共通……………取引日、入金・出金の別、取引金額、入金および出金の明細 b 当座勘定取引……………手形・小切手番号 c 当座勘定・普通預金取引……交換呈示日、不渡返還日、振込依頼人名、仕向銀行名および仕向店名、公共料金の種類、公共料金需要家番号、引き落とし手数料名、利息、取立手形番号 ト その他、対象口座にかかる一切の情報
10		(3) 金融機関コード検索サービスの利用 契約者が金融機関コード検索サービスを利用するにあたっては、当行は株式会社日本総合研究所宛届出用暗証番号（上記(2)①ホと同じもの。）を同社に通知します。また、本取扱いによって生じた損害等については、当行は責任を負いません。なお、契約者は本サービスで当行が返信した内容を契約者内の業務遂行にのみ利用できるものとし、第三者への提供または譲渡はできません。	-
11		(4) 振込らくらく訂正サービスの利用 ①振込らくらく訂正サービスの内容 振込らくらく訂正サービスとは、端末による依頼に基づいて当行が提供する以下のサービスをいうものとします。 イ 振込先金融機関において、入金不能時に、 直ちに 当行へ組戻しを行うことを依頼する旨の文言を付加した総合振込データ伝送、給与振込データ伝送、賞与振込データ伝送（以下、「データ伝送」という）の受付 ロ 契約者が指定する口座への組戻し代り金の入金 ハ 上記イの各振込が、振込先金融機関において入金不能となった際の当該振込にかかる明細（以下、「振込不能明細」という）の提供 ニ 契約者の依頼に係る振込不能明細に基づく再振込手続き	(3) ファームバンキングサービス 振込らくらく訂正サービスの利用 ①振込らくらく訂正サービスの内容 振込らくらく訂正サービスとは、端末による依頼に基づいて当行が提供する以下のサービスをいうものとします。 イ 振込先金融機関において、入金不能時に、 ただちに 当行へ組戻しを行うことを依頼する旨の文言を付加した総合振込データ伝送、給与振込データ伝送、賞与振込データ伝送（以下、「データ伝送」という）の受付 ロ 契約者が指定する口座への組戻し代り金の入金 ハ 上記イの各振込が、振込先金融機関において入金不能となった際の当該振込にかかる明細（以下、「振込不能明細」という）の提供 ニ 契約者の依頼に係る振込不能明細に基づく再振込手続き

項番	掲載場所	改定前	改定後
12	6. 免責事項	<p>(1) 通信手段の障害等 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、または当行が送信者の電話番号を確認できないことを理由にサービスの依頼を受け付けられない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 端末の不正使用等 当行が取引情報サービスの依頼を受け付けた際、送信された企業コードおよび通信暗証と、申込書4.の企業コードおよび当行に届け出た通信暗証との一致を確認して取扱いをした場合は、当行は送信者を契約者とみなし、ファームバンク用通信ソフト、端末、通信暗証等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) その他 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があった場合、または当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(1) 通信手段の障害等 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害により、取扱いが遅延もしくは不能となった場合、または当行が送信者のIPアドレス等を確認できないことを理由にサービスの依頼を受け付けられない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 端末の不正使用等 当行が取引情報サービスの依頼を受け付けた際、送信された企業コードおよび通信暗証等と、申込書4.の企業コードおよび当行に届け出た通信暗証等との一致を確認して取扱いをした場合は、当行は送信者を契約者とみなし、ファームバンク用通信ソフト、端末、通信暗証につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 印鑑照合 契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 記録の保存 ファームバンクサービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) 情報の開示 法令、規則、行政庁の命令等によりファームバンクサービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(6) その他 ①当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。 ②当行は、契約者に対して、ファームバンクサービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。 ③当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、ファームバンクサービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。 ④三井住友銀行のファームバンクサービス利用規定（以下、「本規定」という）の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責によらない事由によって、当行がファームバンクサービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 ⑤当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者がファームバンクサービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p>
13	7. 届出の変更等	<p>(1) 届出事項の変更 回線加入者番号、通信暗証等届出事項内容に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面または方式により取扱店宛直ちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(1) 届出事項の変更 通信暗証等届出事項内容に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面または方式により取扱店宛ただちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
14	8. 解約等	<p>(1) 解約方法 本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>(2) 解約通知の発送 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合には、その通知が受領拒否等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(3) サービスご利用口座の解約 申込書11. (1) のサービスご利用口座が解約されたときは、本契約で当該口座に関する部分は解約されたものとみなします。</p> <p>(4) サービス中止事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。 ①3ヵ月以上にわたり取引情報サービスの利用がない場合。 ②契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。</p> <p>(5) サービス解約事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。 ①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。 ②支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。 ③前記8. (5) ①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合。 ④解散その他営業活動を休止した場合。 ⑤前記1. (5) に定める手数料等を2ヵ月連続して支払わなかった場合。 ⑥申込書または本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。 ⑦本サービスが法令等（マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相当の事由があると当行が判断した場合。 ⑧本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合。 ⑨1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合（但し、前記1. (5) に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます） ⑩相続の開始があった場合</p>	<p>(1) 解約方法 ファームバンクサービス契約は当事者の一方の都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。</p> <p>(2) サービスご利用口座の解約 申込書11. (1) のサービスご利用口座が解約されたときは、その口座に関するファームバンクサービス契約は解約されたものとみなします。</p> <p>(3) サービス中止事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなくファームバンクサービス契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。 ①3ヵ月以上にわたり取引情報サービスの利用がない場合。 ②契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。</p> <p>(4) サービス解約事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなくファームバンクサービス契約を解約することができるものとします。 ①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。 ②支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。 ③前記8. (4) ①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合。 ④解散その他営業活動を休止した場合。 ⑤前記1. (5) に定める手数料等を2ヵ月連続して支払わなかった場合。 ⑥申込書または本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。 ⑦本サービスが法令等（マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相当の事由があると当行が判断した場合 ⑧契約者が当行に届け出た事項(ファームバンクサービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合 ⑨契約者が当行に預託した資産(ファームバンクサービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合 ⑩本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合。 ⑪1年以上の当行が相当と認める期間、ファームバンクサービスの利用がなかった場合（但し、前記1. (5) に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます） ⑫相続の開始があった場合 ⑬当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合</p>
15	9. サービスの停止及び廃止	-	<p>当行は、90日以前の事前の通知（当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することも含むものとします）をもってファームバンクサービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいっさいの異議を述べず、かつファームバンクサービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。</p>
16	10. 規定の準用	<p>本契約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、貯蓄預金規定、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、銀行取引約定書、当座勘定貸越約定書、三井住友キャッシュローン規定および三井住友のビジネスカードローン契約により取扱います。</p>	<p>本規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、銀行取引約定書、当座勘定貸越約定書、三井住友キャッシュローン規定および三井住友のビジネスカードローン契約等により取扱います。</p>
17	11. 契約期間	<p>本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>	<p>ファームバンクサービス契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>
18	12. 規定の変更	<p>(1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更不同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。</p> <p>(2) 本利用規定が店頭設備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。</p>	<p>(1) 当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとし、変更後の本規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更不同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなくファームバンクサービス契約を解約することができるものとします。</p> <p>(2) 本規定が店頭設備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新のファームバンクサービス、本規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、ファームバンクサービスの申込およびファームバンクサービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本規定をご確認ください。</p>
19	13. 権利・義務の譲渡・質入の禁止	-	<p>契約者は、ファームバンクサービス契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。</p>
20	14. 準拠法と管轄	-	<p>本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>